

# 『日本書紀』 天文記事の 成立について

2021年2月27日（土）

活水女子大学 国際文化学部 細井 浩志

基盤研究A「天文学との連携に基づく考古学・古代史学研究方法の構築」（東海大学、代表：北條芳隆）

研究集会報告

## はじめに

- 中国史書に天文異変（以下「天変」）記事：
- 中国は古くから国家占星術が発達→天変は国家に関わる事件の前兆（天文思想）
- →朝鮮や日本に広がって近代に到る
- 日本の官撰史書（六国史）にも天変記事
- →最初の『日本書紀』は『漢書』などを参考にする

# はじめに

- 日本の天文占・・・7世紀までは渡来系僧侶（観勒・僧旻等）が担う
- →6世紀の欽明朝に百済より仏教伝来時にその一部として天文思想が伝播と言える
- →書紀の天変記事は7世紀以降のもの

## はじめに

- @ 書紀の天変記事の分布には著しい偏り→なぜか？
- ☆本報告の目的：天文年代学を交えた史料論の観点から書紀天変記事を検討
- →『日本書紀』成立を考える一助とする
- 引用の漢文史料は現代語訳もしくは書き下しとした

# 一 『日本書紀』 の天変

## (1) 日食

- 日食：太陽が月に掩蔽されて発生→中国天文学では古くから理解
- 漢代の日食計算：黄道（太陽の見かけの軌道）と白道（月の軌道）の2交点（昇交点・降交点）に太陽と月が同時に至る周期を計算→視差を補正する計算がだんだん進む
- ⇒日食は予報が出される
- 天文占での日食：陰陽五行説に基づき、最大の陽（太陽）が最大の陰（太陰＝月）に冒される深刻な天変

(史料1) 『晋書』天文  
志・中 (現代語訳)

山田慶児・坂出祥伸・藪内  
清訳「晋書天文志」(『世  
界の名著 中国の科学』中央  
公論社、1975年)

- 君主に徳がなく、臣が国を乱せば、日は赤色で輝きがない。日の色が消え失せるとき、それが見られる国は栄えない。
- 昼間、日が暗くなり道行く人に影も見えず、夕暮れになってもそのまま続くときは、お上では刑罰がきびしく、民は生活を楽しめず、一年以内に大水害が起こる。
- 昼間、日が暗くなり、烏や鳥が鳴きさわぐときは、その国の政治が失敗しているのである。
- 太陽の中に烏が見えるときは、君主が愚昧で政治が乱れているのである。その国には白衣の会(白衣は喪服。重大な喪儀のこと)があり、また将軍が現れて旗揚げをする。
- 太陽のなかに黒点・黒気・黒雲があり、三つになったり五つになったりするときは、臣がその君主を追放する。
- 日食は陰気が陽気を侵し、臣の力が君主を圧倒するというシンボルであり、国が滅亡する。

## 日食の意味

- 太陽＝皇帝の象徴、月（太陰）＝女主・臣下の象徴
- ⇒日食は皇帝（太陽）が妃や臣下など（太陰）に侵される
- ☆皆既日食や深食は急に気温が下がって暗くなる
- →唐では日食の際に朝廷全体が慎む（史料2）

(史料2)  
復旧唐儀制令  
10大陽虧条  
(開元七年令)

- およそ大陽虧けば、有司預め奏せよ。其の日、五鼓・五兵を大社に置け。皇帝事を視さず、百官、各々本司を守れ。務を理めず、時過らば乃ち罷れ。
- 月蝕奏すれば所司に鼓を撃ちこれを救え。
- 五嶽・四鎮・四瀆崩竭し、皇帝本服大功以上の親、及び外祖父母、皇后父母、百官一品以上の喪は、皇帝事を視さざること三日。
- 国忌日、皇帝本服小功・總麻親、百官三品以上の喪は、皇帝皆事を視さざること一日。

## @ 日本での対応について

- 7世紀末に日本で律令国家成立：中国の中央集権的官僚制を導入
- →「倭国」大王から「日本国」天皇へ
- 「王」はもと中国の爵位、皇帝が冊封
- ex5世紀の倭五王は宋（中国南朝）より倭王に冊封
- ☆天皇は外交文書では「皇帝」（儀制令1天子条）、中国皇帝とは対等の地位
- →日本でも太陽は天皇の象徴、日食予報で朝廷は廃務（史料3）

(史料3)  
養老儀制令7  
大陽虧条

- およそ大陽虧けば、有司預め奏せよ。皇帝事を視さず、百官、各々本司を守れ。務を理めず、時過らば乃ち罷れ。
- 皇帝二等以上親、及び外祖父母、右大臣以上、若しくは散一位の喪に、皇帝事を視さざること三日。
- 国忌日謂わく、先皇の崩日、別式によるに廢務すべきをいう。三等の親、百官三位以上の喪は、皇帝皆事を視さざること一日。

## 日唐の違い

- 唐では月食＝皇后に不吉な天変→朝廷で対応（史料2）
- 日本は規定がない（史料3）→天皇は中国皇帝とは異なり女性になる場合もあるからか
- 背景（1）律令編纂期（7世紀末～8世紀初）は持統女帝が天皇・太上天皇として君臨、即位以前は天武天皇皇后
- 背景（2）天皇の祖先神は天照大神（太陽神、女神）。「月読命」は男性神（書紀・『古事記』『万葉集』巻6・985番、巻7・1372など「月読壮子（士）」）
- ⇒日本は月食＝皇后に関する天変と定義できず、一般の天変と同様の扱いとなった

@書紀最初の日食  
記事

(史料4)

『日本書紀』

推古天皇36年 (628)

3月戊申 (2日) 条

壬子 (6日)

癸丑 (7日) 条

- 三月丁未朔戊申。日、蝕え尽くることあり。  
(「日有蝕尽之」)
- 壬子。天皇の病甚しく諱むべからず。すなわち田村皇子を召して謂いて曰く、「天位に昇りて鴻基を経綸し、万機を馭してもって黎元を亭育せよ。本よりたやすく言うにあらず。恒に重ずるところなり。ゆえに汝、慎みてもってこれを察せよ。たやすく言うべからず。」 即日、山背大兄を召して教えて曰く、「汝、肝稚し。もし心望むといえども、誼く言うことなかれ。必ず群言を待ちてもって宜しく従うべし。」
- 癸丑。天皇、崩ず。時に年七十五。即ち南庭に殯す。

# 書紀の日食 (表1)

(表1) 『日本書紀』の日食記事

卷	群	年月日	西暦年月日	食分
22	β	①推古天皇 36・3・2	628・4・10	0.90
23	β	②舒明天皇 8・正・1	636・2・12	×
23	β	③舒明天皇 9・3・2	637・4・1	0.92
29	β	④天武天皇 9・11・1	680・11・27	0.85
29	β	⑤天武天皇 10・10・1	681・11・16	0.23
30	-	⑥持統天皇 5・10・1	691・10・27	-
30	-	⑦持統天皇 7・3・1	693・4・11	-
30	-	⑧持統天皇 7・9・1	693・10・5	0.24 *
30	-	⑨持統天皇 8・3・1	694・3・31	-
30	-	⑩持統天皇 8・9・1	694・9・25	-
30	-	⑪持統天皇 10・7・1	696・8・4	-

「食分」の×は地球上で日食がなかったもの、一は地球上では日食があったが倭国・日本の宮都所在地では食が起こらなかったもの。  
\*は帯食（日出・日入時の日食で発見されやすい）

## 書紀に登場する日食（表1）の特徴

- 持統5年以降の日食記事は現代天文学計算で宮都所在地飛鳥では蝕が起こらない場合が多い→原資料は予報記録だとされる
- 天武紀以前の日食記事は実現かつ、食分の大きいものが多い
- →予報なしに発生した日食が記録されたと考えられる
- ②は別の時に実現した日食記録の日付誤り（表2—53番か）、⑤は大気状況で例外的に観測ができたものと考えられる。

(表2) 『日本書紀』推古～持統紀、  
『続日本紀』対象時代に宮都で実現した日食で2国史に記事のないもの(細井・峰崎2000)

(表2)『日本書紀』『続日本紀』期の記事のない日食

凡例記号：×～国史当日の本文がないもの、○～日食現象が八国史以外にあるもの、△～本文はあが日食現象がないもの、※～大・大風部・大行部で日食とならもの、※：「番号」は原表の通し番号である。「食始」「食終」「食甚」「食終」「備考」欄の補数数字は、下2桁が分、それ以上が時をさす。

凡例	番号	年	月	日	干支	西暦	西暦月	西暦日	食始	食終	食甚	食終	備考
×	39	推古	2	7	1	癸巳	594	7	23	105.2	1744	0.66	1831
×	40	推古	3	6	1	壬子	595	7	13	62.3	657	0.18	733
×	41	推古	4	12	1	己卯	596	12	25	92.1	951	0.09	1024
×	42	推古	5	5	1	丁未	597	5	22		5.26	0.28	611
×	43	推古	6	4	1	辛酉	598	5	11	70.6	812	0.58	930
×	44	推古	7	10	1	癸巳	599	10	25	63.1	738	0.5	854
×	45	推古	10	8	1	丙午	602	8	23	54.0	624	0.38	711
×	46	推古	14	5	1	甲寅	606	6	11	181.9			日食1910、日食割合0.67
△	47	推古	21	12	1	癸午	614	1	16				日食709、日食割合0.09/『書紀』に同日食あり、恒則か
×	48	推古	24	5	1	丙戌	616	5	21	163.2	1740	0.85	1842
×	49	推古	29	8	1	丙戌	621	8	23	55.4	637	0.33	721
×	50	推古	34	10	1	丙辰	626	10	26	100.5	1144	0.67	1326
×	51	推古	35	4	1	癸丑	627	4	21	175.7			日食1836、日食割合0.41
×	52	推古	35	9	1	癸戌	627	10	15	85.8	1011	0.41	1134
×	53	舒明	4	1	1	乙卯	632	1	27	163.0	1717	0.27	
×	54	舒明	11	8	1	辛未	639	9	3	161.9	1716	0.74	1809
×	55	舒明	12	12	1	癸巳	641	1	17	124.4	1413	0.93	1534
×	56	聖德	1	6	1	乙酉	642	7	3		4.59	0.21	540
×	57	聖德	2	6	1	己卯	643	6	22	55.8	643	0.27	732
×	58	孝德大化	2	閏1	1	癸巳	646	4	21	182.1			日食1837、日食割合0.19
×	59	孝德大化	4	8	1	己酉	648	8	24	155.7	1657	0.84	1752
×	60	孝德大化	5	7	2	甲辰	649	8	14		557		日食519、日食割合0.51
×	61	孝德白雉	3	5	1	丁巳	652	6	12			504	日食443、日食割合0.34
×	62	孝德白雉	4	11	1	己酉	653	11	26		8.05	0.9	938
×	63	孝明	1	3	1	辛未	655	4	12	180.1	1830	0.14	日食1830
×	64	孝明	2	9	1	壬戌	656	9	24	60.4	637	0.18	712
×	65	孝明	6	6	1	癸午	660	7	13	113.6	1323	0.68	1500
×	66	孝明	7	6	1	甲子	661	7	2	155.4	1641	0.2	1722
×	67	天智	7	1	1	丙戌	668	2	18		7.08	0.52	812
×	68	天智	9	6	1	壬寅	670	6	23	112.8	1244	0.3	1355
×	69	天武	3	3	2	辛亥	674	4	12	84.8	939	0.2	1037
×	70	天武	4	9	1	壬寅	675	9	25	61.7	710	0.57	810
×	71	天武	11	4	2	甲子	682	5	13	62.8	721	0.54	819
×	72	天武無業	1	2	1	辛未	686	2	28	170.9	1742	0.15	日食1759、日食割合0.11
×	73	持統	5	4	2	壬寅	691	5	4	53.7	625	0.51	719
×	74	持統	6	4	1	丙申	692	4	22	175.5			日食1838、日食割合0.56
×	75	持統	9	2	1	己酉	695	2	19	143.8	1536	0.34	1630
×	76	文和	4	5	1	己酉	700	5	23	161.1	1716	0.8	1814
×	77	文和天皇	3	3	1	壬戌	703	3	22	171.4	1813	0.5	日食1815、日食割合0.50
×	78	和歌	5	9	1	丁卯	712	10	5	160.8	1650	0.21	1728
×	79	和歌	7	7	1	丙戌	714	8	15	62.7	715	0.24	811
△	80	神龜	2	1	1	丙辰	725	1	19	155.8	1644	0.25	日食1722、日食割合0.06/『略記』に同日食あり
×	81	天平	12	3	1	丁亥	746	4	1	160.5	1658	0.36	1747
×	82	天平	18	5	1	壬子	746	5	25	131.3	1448	0.69	1608
△	83	天平聖武	6	6	1	乙丑	754	6	25	125.1	1416	0.82	1532
×	84	天平聖武	1	4	1	乙酉	757	4	23	142.6	1501	0.69	1534
×	85	天平聖武	6	閏1	1	乙亥	763	1	19	73.0	823	0.24	924
×	86	宇龜	10	2	1	壬申	779	2	21	160.0	1659	0.45	1753
×	87	延暦	4	3	1	丙申	785	4	14				528
×	88	延暦	6	8	1	辛巳	787	9	16	175.6			日食1801、日食割合0.05、養和京では0.06
×	89	延暦	9	1	1	丙戌	790	1	20	122.3	1256	0.04	1333

- @7・8世紀の飛鳥・平城京等宮都所在地で発生した日食を現代天文学計算で復元
- →国史に未収録の日食が多くある

(表2)『日本書紀』『続日本紀』期の国史にない日食

凡例記号；×＝国史当該日の条文がないもの、◎＝日食記事が六国史以外にあるもの、△＝条文はあるが日食記事がないもの、儀・大＝儀鳳曆・大衍曆で日食となるもの。他；「番号」は原表の通り番号である。「食始」「食甚」「食終」「備考」欄の時刻数字は、下2桁が分、それ以上が時をさす。

凡例	番号	年号	年	月	日	干支	西曆	西曆月	西曆日	食始	食甚	食分	食終	備考
×	39	推古	2	7	1	癸巳	594	7	23	1652	1744	0.66	1831	
×	40	推古	3	6	1	戊子	595	7	13	623	657	0.18	733	
×	41	推古	4	12	1	己卯	596	12	25	921	951	0.09	1024	
×	42	推古	5	5	1	丁未	597	5	22		526	0.28	611	日出449, 日出時食分0.07
×	43	推古	6	4	1	辛丑	598	5	11	706	812	0.58	930	
×	44	推古	7	10	1	癸巳	599	10	25	631	738	0.5	854	
×	45	推古	10	8	1	丙午	602	8	23	540	624	0.38	711	
×	46	推古	14	5	1	甲寅	606	6	11	1819				日没1910, 日没時食分0.67
△	47	推古	21	12	1	庚午	614	1	16				717	日出709, 日出時食分0.09／『書紀』に当日記事あり。伝説か
×	48	推古	24	5	1	丙戌	616	5	21	1632	1740	0.85	1842	
×	49	推古	29	8	1	丙戌	621	8	23	554	637	0.33	721	
×	50	推古	34	10	1	丙辰	626	10	26	1005	1144	0.67	1326	
×	51	推古	35	4	1	癸丑	627	4	21	1757				日没1836, 日没時食分0.41
×	52	推古	35	9	1	庚戌	627	10	15	858	1011	0.41	1134	
×	53	舒明	4	1	1	乙卯	632	1	27	1630	1717	0.27		日没1729, 日没時食分0.24
×	54	舒明	11	8	1	辛未	639	9	3	1619	1716	0.74	1809	
×	55	舒明	12	12	1	癸巳	641	1	17	1244	1413	0.93	1534	
×	56	皇極	1	6	1	乙酉	642	7	3		459	0.21	540	日出449, 日出時食分0.19
×	57	皇極	2	6	1	己卯	643	6	22	558	643	0.27	732	
×	58	孝徳大化	2	閏3	1	癸巳	646	4	21	1821				日没1837, 日没時食分0.19

(表2)『日本書紀』『続日本紀』期の国史にない日食

×	59	孝徳大化	4	8	1	己酉	648	8	24	1557	1657	0.84	1752		
×	60	孝徳大化	5	7	2	甲辰	649	8	14				557	日出519, 日出時食分0.51	
×	61	孝徳白雉	3	5	1	丁巳	652	6	12				504	日出443, 日出時食分0.34	
×	62	孝徳白雉	4	11	1	己酉	653	11	26		805	0.9	938	日出650, 日出時食分0.05	
×	63	斉明	1	3	1	辛未	655	4	12	1801	1830	0.14		日没1830	
×	64	斉明	2	9	1	壬戌	656	9	24	604	637	0.18	712		
×	65	斉明	6	6	1	庚午	660	7	13	1136	1323	0.68	1500		
×	66	斉明	7	6	1	甲子	661	7	2	1554	1641	0.2	1722		
×	67	天智	7	1	1	丙戌	668	2	18		708	0.52	812	日出642, 日出時食分0.38	
×	68	天智	9	6	1	壬寅	670	6	23	1128	1244	0.3	1355		
×	69	天武	3	3	2	辛亥	674	4	12	848	939	0.2	1037		
×	70	天武	4	9	1	壬寅	675	9	25	617	710	0.57	810	／以後、占星台あり	
×	71	天武	11	4	2	甲子	682	5	13	628	721	0.54	819		
×	72	天武朱鳥	1	2	1	辛未	686	2	28	1709	1742	0.15		日没1759, 日没時食分0.11	
×	儀	73	持統	5	4	2	壬寅	691	5	4	537	625	0.51	719	／以後、日食予報あり
×	儀	74	持統	6	4	1	丙申	692	4	22	1755			日没1838, 日没時食分0.56	
×	儀	75	持統	9	2	1	己酉	695	2	19	1438	1536	0.34	1630	
×	儀	76	文武	4	5	1	己酉	700	5	23	1611	1716	0.8	1814	
×	77	文武大宝	3	3	1	壬戌	703	3	22	1714	1813	0.5		日没1815, 日没時食分0.50	
×	儀	78	和銅	5	9	1	丁卯	712	10	5	1608	1650	0.21	1728	
×	儀	79	和銅	7	7	1	丙戌	714	8	15	627	715	0.24	811	
△	80	神亀	2	1	1	丙辰	725	1	19	1558	1644	0.25		日没1722, 日没時食分0.06／『続紀』に元日奏瑞記事あり	
×	儀	81	天平	12	3	1	丁亥	740	4	1	1605	1658	0.36	1747	
×	儀	82	天平	18	5	1	壬子	746	5	25	1313	1448	0.69	1608	
△	儀	83	天平勝宝	6	6	1	乙丑	754	6	25	1251	1416	0.82	1532	／『続紀』に任官記事あり
×	84	天平宝字	1	4	1	戊寅	757	4	23	1426	1501	0.09	1534		

(表2) 『日本書紀』 『続日本紀』 期の国史にない日食

×儀	85	天平宝字	6	閏12	1	乙亥	763	1	19	730	823	0.24	924	
×大	86	宝亀	10	2	1	壬申	779	2	21	1600	1659	0.45	1753	
×大	87	延暦	4	3	1	丙申	785	4	14				528	日出525, 日出時食分0.04。長岡京では0.05
×大	88	延暦	6	8	1	辛巳	787	9	16	1756				日没1801, 日没時食分0.05。長岡京では0.06
◎× 大	89	延暦	9	1	1	戊戌	790	1	20	1223	1256	0.04	1333	長岡京では0.03／『政事要略』所引外記別日記に日食記事あり

## ☆注意

(渡辺1979引用のギンツェル氏の言による)

- 日食は小さいものは予報に基づく意識的観察がないと発見できない
- 食分0.75以上のものはそうでなくても認識される。
- さらに大きくなると気温が下がり減光して星が出現
- 日出・日没時の日帯食は光が弱まり高度が低いためごく少分でも相対的に観察されやすい
- →曇天で太陽が掩われていれば皆既日食でも観察不可
- →太陽が直視できる雲のかかり方なら少分の日食でも発見する場合あり

- ⇒表2の食分の大きい日食（食分0.8以上、0.5以上の帯食など）すべてが見過ごされたとは考えがたい。
- →多くは発見はされたが記録が残らなかったため記事にならなかった可能性が高い
- →逆に書紀持統4年以前の日食記事の原資料は何らかの特殊事情で残された記録
- 推古紀の日食（史料4）：推古天皇崩御という事件の記録の一部→書紀編纂局が入手

- 日食予報開始（持統5年）以降の各時期暦法（儀鳳暦・大衍暦法）での日食予報の有無（表2「不蝕」「夜蝕」は載せず）
- →国史に記事がないほとんどの日食も予報が出たはず
- @両暦法では予報が出ず宮都で起こったのは食分0.3未満のもの、帯食（＝発生時刻の僅かなずれで実見しなかったもの）だけ（表2—77, 80, 84）
- 予報が出れば天文博士が注意して日食観測→実現の有無にかかわらず天文密奏（天皇への天変報告）
- 日食記事が大量に欠落
- ⇒持統朝は日食に関する天文密奏案が保存されなかったこと、持統朝の予報記録も全部は残っていないことを意味→持統朝の政府文書保存が杜撰であったことを示す

## ちなみに

- 『続日本紀』後半の対象時期（表2—84番以降、8世紀後半）：政府文書保存が進展
- →発生した日食の記事からの脱落が減少
- 桓武紀は予報が実現しなかった日食は意図的に記事から外す→区別が必要

## (2) 日食以外の天変

(表3) 『日本書紀』の天変記事(日食を除く)

卷	群	年月日	西暦	記事内容	旧唐書	新唐書
22	β	1 推古 28・12・朔	620	赤気	×	×
23	β	2 舒明 6・8	634	長星(彗星)	○	○
23	β	3 舒明 7・3	635	彗星	×	×
23	β	4 舒明 9・2・23	637	大星(流星・天狗)	×	×
23	β	5 舒明 11・正・25※	639	長星(彗星)	○	○
23	β	6 舒明 12・2・7	640	星月に入る(星食)	×	×
24	α	7 皇極元・7・9	642	客星月に入る(星食)	×	×
24	α	8 皇極 2・5・16	643	月食(飛鳥で見えず)	×	×
27	α	9 天智 3・3	664	星京北に隕ちる	×	×
29	β	10 天武 5・7~9	676	星東に出て天を竟る	○	○
29	β	11 天武 9・11・3	680	夜東方明し	×	×
29	β	12 天武 9・11・16	680	月食	×	×
29	β	13 天武 10・9・16	681	彗星	○	○
29	β	14 天武 10・9・17	681	熒惑月に入る	×	×
29	β	15 天武 11・8・3	682	大星	×	×
29	β	16 天武 11・8・11	682	灌頂幡のごときもの	×	×
29	β	17 天武 13・7・23	684	彗星(ハレー彗星)	○	○
29	β	18 天武 13・11・21	684	七星東北に流れる	×	×
29	β	19 天武 13・11・23	684	星大いに隕つ	×	×
29	β	20 天武 13・11※※	684	孛星	×	×
30	-	21 持統 6・7・28	692	熒惑と歳星近づく	×	×

※新旧唐書は3月、※※9月なら新旧唐書にあり

## 日食以外の天 変記事

- 日食同様、推古紀が初見（表3）
- →推古朝に恒常的な天文観測があったとの意見あり（谷川氏・相馬氏）
- 常時観測には観測能力を備えた者が一定数以上いて交代で観測に当たる必要

- 唐は90人の天文観生（＝観測官）（『大唐六典』10・太史局）
- 日本は8世紀の『養老律令』で天文博士の学生（天文生）10人のみ（職員令9陰陽寮条）、『延喜式』陰陽寮式天文生衣服条でも「観天文生」1人のみ
- →天文生10人も実例では定員通り存在せず
- 平安時代の天文観察：1人の天文博士（または蒙天文密奏宣旨輩）の3人程度の弟子が交代で戌刻（19：00～21：00）と寅刻（3：00～5:00）に天を観察するだけ
- →彼らは平安貴族社会で陰陽師としての公私の奉仕で禄を貰い生活→陰陽道・天文道が伝承

## 国家的な天体 観測の有無

- ⇒律令国家成立以前の倭国段階に唐のような天文観測の環境整備は想定が難しい
- →推古朝（6世紀末～7世紀前半）では天文の知識保有者（主に僧侶）が単発的に天変を発見・占ったに過ぎないと見るのが妥当であろう。
- ★星の信仰の有無はまた別問題
- →ただし地域、階層、職業の違いには考慮が必要

## 二 『日本書紀』 天変記事 の原資料に関する考察

- 森博達説：書紀執筆者を $\alpha$ 群（正格漢文に通じた執筆者による巻）・ $\beta$ 群（漢字の発音に倭習の強い執筆者）に分類
- 天変記事は $\beta$ 群が多い（表3）
- →谷川・相馬説： $\alpha$ 群・ $\beta$ 群の天変記事数から $\alpha$ 群執筆者が天変を軽視したとする。
- 国家占星術は唐でも盛ん
- →唐の事情に通じた $\alpha$ 群執筆者が本当にそうだったのか？

- 谷川・相馬説は観測された天変か否かを重視？→書紀記事は天武天皇10年（681）～養老4年（720）の編纂過程で成立・・・原資料の撰択にそのような配慮があるのか？
- α群皇極紀の皇極2年5月16日（西暦643年6月8日）の日本初の月食記録（表3の8）は実見できないが当時の倭国行用の元嘉暦の推算では発生
- 日本での日食の予報は持統5年以降の儀鳳暦法採用で始まる
- →月食予報も同様だろう
- →皇極2年月食記事は同じく元嘉暦を使う百済の暦の予報記事を引用した可能性がきわめて高い。
- ⇒α群執筆者が天変記録蒐集に努力したことを意味
- →書紀天変記事の巻ごとの精粗は原資料（＝天変記録）の残存と対応するだろう

## ちなみに

- $\alpha$ 群・ $\beta$ 群執筆者は原稿を整える担当者だったことは確かだが、書紀該当巻の「作者」と言えるのかは問題
- 『日本書紀』は40年間編纂作業が続いたので、同じ箇所原稿執筆者は重層していた可能性大
- →最後に近い段階に文字チェック（ $\alpha$ 群執筆者は特に漢字発音チェック）をして、気づいた点を補足する程度の役割だった可能性もある。

## @律令国家体制の天変記録の史料批判

- →文書保存の観点から日食とその他の天変との区別が必要
- ☆日食：当時も推算可能→発生する場合は予報・朝廷が業務停止（廃務）（史料3）
- →予報記録が暦博士（暦博士）・所属官司（陰陽寮）・太政官・天皇に残され、廃務なら一般官人にも周知
- 他の天変と同様、天文博士が観察し天文密奏
- ⇒日食はきわめて記録に残りやすい天変

## ★その他の天変

- 天文博士、陰陽寮、天文密奏を受ける内裏記録に限定。天変は漏泄禁止（史料5雑令）→情報は広まりにくい
- ⇒記録残存率は当然低い
- ⇒⇒書紀持統紀の一般天変記事の少なさは一般の天変記録が保存されていなかった結果

(史料5) 養  
老雜令8 秘書  
玄象条

- およそ秘書・玄象の器物・天文凶書、輒く出すを得ず。觀生、占書を読むを得ず。其れ仰ぎ觀て見るところは、漏泄するを得ず。若し徵祥災異あらば、陰陽寮奏せよ。訖らば、季別に封して中務省に送り、国史に入れよ。送るところは、占言を載するを得ず。

## 天武紀の特異性

- @β群の中で天武紀はなぜか一般の天変記事も多い（表3）
- 天武朝には陰陽寮が成立
- ex天武4年（675）正月庚戌条「始めて占星台を興す」
- →定期的な天文観察（1日2回？）開始→天武朝に天変記録が増えたのは確実

- @ 次の書紀完成期に近い持統紀の一般天変記事は、1例のみ（表3）
- 天武紀は記録の残存が何らかの理由でたまたま多かった？（細井2007）

- ★実は書紀の最終的な編纂総裁・舎人親王（天武の皇子）が天武朝天変記事の原資料をもっていたからではないか。
- 天武紀（特に上卷壬申紀）は天武天皇を顕彰の内容
- 天武天皇の権威が高まるほど政治的立場が優位になる舎人親王が天武紀の内容に関心を抱いた蓋然性は高い
- ex 壬申紀の持統天皇（天武皇后、鸕野讚良皇女）に関するネガティブな記述：乱発生時の吉野からの逃避行で持統は輿に乗り、疲労して途中で休息が必要になる（天武元年6月甲申条）
- →書紀撰進を受けた元正天皇（草壁皇子の娘・持統天皇孫）、皇太子首皇子（持統曾孫、後の聖武天皇）の利害と書紀は必ずしも合致せず
- 舎人親王の母は持統ではなく新田部皇女である（天武2年2月癸未条）

書紀編纂総裁  
の舎人親王は  
天武皇子

- 新田部親王とともに、8世紀初期政界の重鎮
- 書紀撰進当時、文武天皇は亡く、遺児の首親王（後の聖武天皇）は皇太子だが即位できず
- 祖母元明太上天皇、叔母の元正天皇が補佐

⇒ 舎人親王、新田部親王に、次期天皇のチャンスがないとは言えない

## 文書保存制度 の観点では

- 7世紀段階は文書の保存制度が未整備で皇太子制も未確立
- →個々の天皇に関わる文書はその皇子に相続された可能性が高い
- →舎人親王が天武天皇に関わる記録の一部を相続し、持統天皇に関わる記録は持っていなかったため天武紀は天変記事が多く持統紀は少ないと理解可能
- 天武紀天変記事はある時期に固まる傾向（表3）
- →生の天変情報（天文密奏案など）の集積ではなく何らかのまとめられた記録が原資料の可能性

- 書紀が手本とした『漢書』皇帝本紀は天変記事が多く載る
- ex武帝紀「秋七月，星あり西北に孛す」（建元3年条〔138〕）以下→天変記事に意味が載っていることは稀
- 中国の天変は政治の不十分さを天が警告する場合、善政の象徴である場合、政治の善し悪しとは関係のない事件の前兆の場合がある
- 南極老人星（りゅうこつ座カノーパス）『漢書』天文志「比地に大星あり，南極老人という。老人見るれば，治安なり。見れずんば兵起こる。常に秋分の時をもってこれを南郊に候ず」＝瑞星
- 天変記事の原資料には天文密奏案が含まれていた可能性

天文密奏は異  
変の観察記録、  
前例を天文書  
より引載（史  
料6）『安倍  
泰親朝臣記』  
永万2年（1166）  
正月23日

- 謹んで奏す、今月廿三日戊辰、暁寅時、月が天江第二星<相去ること七寸>所を犯せり。
- 謹んで天文要録を検ずるに云く、「天江（＝蛇使い座）は大陰なり。」占に云く、「月、天江星を犯さば宮中火兵あり。」石申曰く、「月、天江に入らば百姓飢え、貴人多く死す。」乙巳占云く、「月、天江を犯さば、大水関梁を塞ぐ。」
- 右変異、謹んで以て申し聞こゆ。謹んで奏す。
- 永万二年正月廿三日 従五位上行天文博士安倍朝臣
- 従四位上行大舍人頭兼陰陽助安倍朝臣

- →天文密奏は政治の善悪を直接批判する文  
言はなく、必要な場合は天文博士が口頭や  
勘文で見解を述べる
- →天文密奏文を見ても素人には吉凶の判断  
が難しいのである
- 8世紀でも国史編纂に際して天変は原資料を  
節略しながらもそのまま載せる
- →天変を含む災異は載せるのが国史編纂者  
の見識
- 天変記事が少ない時期には文書保存上の特  
殊事情が想定される（細井2007）

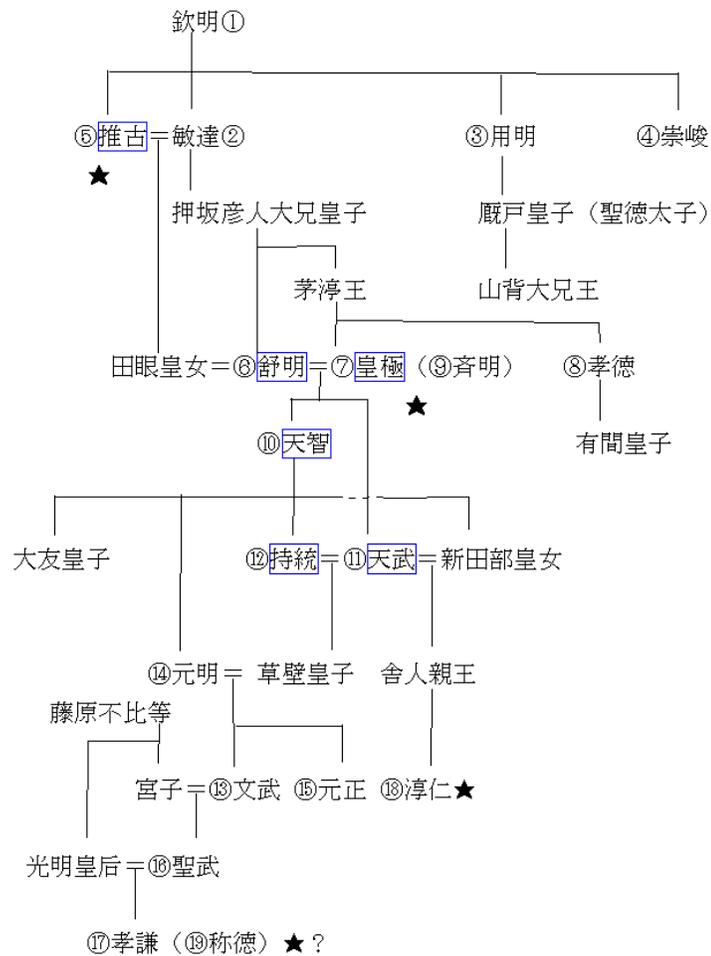
- 日食は天武紀以降のどの天皇紀も再三掲載
- →天変を政権批判として国史編纂段階で削除するなら最大の天変＝日食も一律に削除したはず
- 舎人親王の下での書紀編纂事業で持統朝の日食以外の天変記録のみを隠蔽する必要はない（しかも一部は記事に）

- 天変記録保存の規定をもつ律令国家形成が進む天武・持統朝での不備な状況
- →文書保存がより不確実なそれ以前の段階の天変記録をなぜ書紀編纂局が入手したのか？
- @百濟僧觀勒：書紀推古天皇10年（602）10月条で天文・遁甲を大友高聡に伝授
- →倭国で天文の占星術者が増え天変の記録も増えたか
- →ではなぜ推古紀以降の各天皇紀の天変記事数が均等でないのか？
- ⇒天変記録が記文（行事や事件の記録）や成卷された公文（天文密奏案）として、どのように書紀編纂局に集積されたのかを推測する必要

### 三 小墾田宮の伝領と天変記録の伝 来・集積

# 書紀の天変記録と小墾田宮

関係系図（番号は即位順、枠は『日本書紀』に天変記録あり、★は小墾田宮所有者）



## 小墾田宮の考古学的所見

- 推古天皇は推古11年（603）10月壬申に小墾田宮へ遷り政治を行う
- 小墾田宮：律令国家的な君臣関係形成と宮の構造が対応との観点で宮都発展史の画期として多くの研究あり
- 推古朝の小墾田宮の候補地：①飛鳥川左岸の「古宮」の遺称地→書紀記事とも対応する7世紀前半の庭園遺構
- ②右岸の雷丘東方遺跡→7世紀後半～8世紀後半の宮殿・邸宅もしくは官衙の遺構、遺跡井戸から「小治田宮」墨書の土器多数が発見
- ⇒8世紀の小墾田宮は雷丘東方遺跡

- 鷺森浩幸説：
- 王家所領として「第四に、小治田離宮で、『続日本紀』天平宝字四(七六〇)年八月一四日条が初見で、所領の存在は確認できないが、前身に小治田屯倉を想定することができる。」
- →諸国糒を運び込む。雷丘東方は飛鳥川に近く、物資を収納する屯倉があったために、推古天皇がここに宮を営んだ可能性がある。

- 皇極天皇元年（642）12月壬寅条「（皇極天皇が）小墾田宮に遷移る（或本に云く、東宮南庭の権宮に遷る）」
- 齊明元年（655）10月己酉条「小墾田に宮闕を造り起ててまさに瓦覆にせむとす。また、深山広谷に宮殿を造らむとする材、朽ち爛れたるもの多し。ついに止めて作らず」
- →齊明天皇（皇極）が小墾田宮の拡張を計画
- ⇒小墾田宮は彼女の所有に帰していた

- ☆大化5年（649）蘇我倉山田石川麻呂の変：石川麻呂長子の興志が大和（「倭国」）で兵を集めて小墾田宮を焼こうとする（書紀3月戊辰条）
- 石川麻呂への詰問使派遣・派兵は「天皇」の行為とされる
- →石川麻呂に対する密告は「皇太子」（＝中大兄皇子）に
- →石川麻呂への糾問は中大兄やその母・皇極前天皇の主導であろう
- =興志が皇極領の小墾田宮を狙った理由
- 小墾田には後に兵庫が存在（天武元年〔672〕6月己丑条）
- →小墾田宮が石川麻呂襲撃の拠点になると警戒されたか
- 孝徳天皇は難波諸宮の経営に尽力中、中大兄・皇極の勢力基盤は大和（白雉4年〔653〕是歳条）。

## 皇極天皇が小墾田宮を領した理由

- 田眼皇女（推古天皇娘）は舒明天皇の妃（敏達天皇5年（576）3月戊子条）
- →小墾田宮が推古⇒舒明⇒皇極と伝領された可能性

- 『続日本紀』天平宝字4年(760)8月辛未条：小治田宮に播磨・備前・備中・讃岐国の糶の計三千斛が貯えられる。
- 乙亥条：淳仁天皇が同宮に行幸、天下諸国の当年の調庸がここに収納
- 天平宝字五年正月戊子条：同宮は文武百官が列立できる規模
- ⇒小墾田宮が淳仁天皇の重要な拠点

- @ 淳仁天皇は舎人親王の子（廢帝即位前紀）。
- 推古朝の小墾田宮は雷丘東方遺跡か古宮遺跡か不明
- 小澤毅：小墾田宮が規模や構造を変えながら160年以上も維持された
- →宮の建物位置が変わったとしても、宮の施設としては継続したと考えられる

- 吉川真司説：小治田寺は小墾田宮附属寺院→「奥山廃寺」とよばれる寺院遺跡（奈良県高市郡明日香村奥山）
- 考古学的に七世紀第Ⅱ四半期（推古朝）の創建、衰退は10世紀
- 文献史的には「小治田寺」「大后寺」などと表記
- 地理的位置・創建年代・大后寺という法号→推古崩御を契機に成立した小墾田宮附属寺院（吉川説）
- 7世紀中葉以前としては最大規模の金堂（基壇の東西23.4m、南北19.2m）を有い、尼寺として高い寺格を有したらしい。
- 中世の大后寺領荘園は奈良盆地の水陸交通の要衝→荘園は9世紀以前に遡りうる（吉川説）

- 『新抄格勅符抄』 寺封部「小治田寺五十戸  
宝字七年施美作五十戸 讃岐 淡路天皇」
- → 淳仁天皇（淡路廃帝）が特に小治田寺に  
封戸を賜わる
- → 平城還都後も小治田寺と小墾田宮を淳仁  
は重視
- → 小墾田宮が 齊明⇒天武⇒舎人⇒淳仁 と伝領され  
た可能性

## ちなみに

- 淳仁は藤原仲麻呂の乱で孝謙上皇により廃位
- 称徳天皇（孝謙）が小治田宮に行幸（『続日本紀』天平神護元年10月辛未〔13日〕条）
- 10月庚辰（22日）条「庚辰。淡路公幽憤にたえず、垣を踰えて逃ぐ。守佐伯宿祢助、掾高屋連並木等、兵を率いてこれを邀る。公還りて明日、院中に薨ず。」
- →小治田宮が淳仁にとって思い入れの深い場所なら、このタイミングで怒るのは理解できる。

- ⇒天皇や有力皇族の宮の附属寺院として小治田寺が優遇されるのは当然
- →小墾田宮・附属財産が8世紀まで同寺の安定した財政基盤の上に維持されたことを意味
- →推古天皇遺品の多くは小墾田宮の伝領者に継承された可能性

- ☆天文記録が小墾田宮自体に架蔵？ 小治田寺資産の一部？ 文書は伝領者が一部を子弟に分与、写本を作り譲与も可能
- 舎人親王は多数の天武皇子の1人で皇位継承者ではない
- →天武の文書すべて継承することはない。ただし推古天皇以来の伝領に伴って天文記録が集積された可能性が存在

- 舒明天皇、皇極天皇は天智・天武天皇の父母
- (表3) 一般の天変記事は推古紀・舒明紀・皇極紀・天武紀がほとんどで、他には天智紀1例、持統紀1例のみ
- 天智3年(664)3月条「星有りて京の北に隕つ」→天智朝の有力者大海人皇子(天武)自身の見聞記録であった可能性
- 皇極紀の天変記事は2例だけ→在位期間が3年半と短いため
- (表1) 日食記事も予報記録を載せた卷三十持統紀を別にすれば、推古紀・舒明紀・天武紀のものだけ
- (表2) 皇極朝に飛鳥で実現した日食は食分0.3未満の少分の2個だけ
- →見過ごされた可能性大
- ⇒書紀天変記事の原資料は多くが天武天皇の下に集積され舎人親王が相続したものと考えれば説明できる

- 天武自身は推古・舒明・皇極朝の天変記録を両親（舒明・皇極）から継承したのだろう。
- 天智紀天変記事が1例だけ、斉明紀は皆無→斉明・天智朝記録が大友皇子（天智後継者）に継承され壬申の乱で大津宮が廃絶したためだろう（『懐風藻』序）
- →大津宮は宮廃絶直後あまり間を措かずに解体
- 齐明天皇（皇極天皇重祚）は中大兄皇子（後の天智天皇）と百濟復興戦争のため九州の朝倉宮滞在（齐明7年5月）、7月に亡くなり、中大兄が称制を経て即位
- →齐明朝の天皇周辺の公文類は天智天皇が引き継いだはず
- 孝徳朝の天変記事：孝徳の子の有間皇子が謀反の疑いで処刑（『日本書紀』齐明4年〔658〕11月条）
- →記録が残らなかったと解釈できる

- ☆公的記録・公文類が公的機関に保存されるには天皇宮や官司施設の固定化が必須
- →都城としての藤原京（持統朝）の成立
- それ以前の政務が有力者（諸皇子・大夫など）に分掌される状況
- →記録・公文類は各皇子宮や邸宅に保管
- ⇒舎人親王は前時代的論理で受け継いだ過去の記録を使い、書紀の記事充実に寄与した

- 国史での天文記事の継続的掲載：養老2年（718）  
（細井2007）
- ⇒国家システムとして文書の保存状況改善の画期
- ①慶雲元年（704）11月壬寅の藤原宮完成
- ②和銅3年（710）3月辛酉の平城京遷都後  
とするのが妥当
- 持統8年（694）の藤原遷都（『日本書紀』12月乙卯条）
- 和銅3年の平城遷都
- ⇒引っ越しで記録が廃棄されたことも想定される

結び

- 『日本書紀』：国家が文書保存を行わなかった時代が主対象
- →不確実な記録・伝承に依拠
- ☆7世紀後半については編纂完了の養老4年（720）に近いので編纂局が把握できた残存記録・伝承が多かったはず
- 仏教浸透、対外交渉等→識字層は増加したろう→文字資料も増えていたろう
- この時期は律令国家の成立途上→文書保存制度も未完成→記録の残存はさまざまな偶然的要因⇒『日本書紀』の記述に影響

- ★書紀天変記事：最終編纂総裁である舎人親王所蔵の原資料の存在
- 書紀は40年間の編纂事業で集められた原資料の複合体だが舎人親王の影響はもつとに注目されてよい。
- 書紀は時の最大の権力者藤原不比等が事実上の編纂者だとされる場合もある
- →権力者が常に一枚岩だという前提での議論
- 舎人親王と不比等・元正天皇ら権力中枢との微妙な距離感が天変記事にも現れている可能性
- 小墾田宮や附属財産が舎人親王に継承された可能性→ただし状況証拠のみ
- 谷川氏は書紀天変記事論の根幹に関わる $\alpha\beta$ 群の評価を変更

- 【依拠文献】
- 細井浩志「天文異変と史書の生成—舎人親王の作品としての『日本書紀』」山下久夫・斎藤英喜編『日本書紀1300年史を問う』思文閣出版、2020年

- 【上記論文の引用文献】

- 市大樹「子代離宮と小郡宮—難波長柄豊碕宮遷居への道程—」（辻尾榮市氏古稀記念論攷刊行会編『歴史・民族・考古学論攷（I）』大阪・郵政考古学会、2019年）
- 内田正男『日本暦日原典』（雄山閣出版、1975年）
- 小澤毅「小墾田宮・飛鳥宮・嶋宮」（『日本古代宮都構造の研究』青木書店、2003年）
- 落合敦子・渡辺瑞穂子・相馬充・上田暁俊・谷川清隆「『日本書紀』皇極天皇二年五月十六日の月食記事と元嘉暦」（『国立天文台報』15、2012年）
- 岸俊男「飛鳥と方格地割」（『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年）
- 木下正史「推古天皇の小墾田宮と奈良朝の小治田宮—古宮遺跡と雷丘東方遺跡—」（『飛鳥・藤原の都を掘る』吉川弘文館、1993年）
- 小島憲之「出典考」（『上代日本文学と中国文学 上—出典論を中心とする比較文学的考察—』塙書房、1962年）

- 齊藤国治『飛鳥の天文学』（河出書房新社、1982年）
- 齊藤国治・小沢賢二『中国古代の天文記録の検証』（雄山閣出版、一九九二年）。
- 鷲森浩幸『日本古代の王家・寺院と所領』（塙書房、2001年）
- 新川登亀男『日本古代文化史の構想—祖父毘打伝承を読む—』（名著刊行会、1994年）
- 竹迫忍「元嘉暦法による7世紀の日食計算とその検証」（『数学史研究』203、2009年）
- 竹迫忍「儀鳳暦法による日食計算とその検証」（『数学史研究』205、2010年）
- 竹迫忍「大衍暦法による日食計算と進朔の検証」（『数学史研究』208、2011年）
- 谷川清隆「『日本書紀』成立に関する一試案」（『日本書紀研究』30、2014年）
- 谷川清隆・相馬充「七世紀の日本天文学」（『国立天文台報』11、2008年）
- 直木孝次郎「小治田と小治田宮の位置—雷丘東方遺跡出土の墨書土器をめぐって—」（『飛鳥その光と影』吉川弘文館、1980年）
- 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査報告I 小墾田宮推定地・藤原宮の調査』（1976年）II「小墾田宮推定地の調査」
- 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査報告III 藤原宮西辺地区・内裏東外郭の調査』（1980年）第IV章「雷丘東方遺跡の調査」
- 明日香村教育委員会『雷丘東方遺跡第3次発掘調査概報—村道耳成線道路改良事業に伴う調査—』（1988年）。
- 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告XIII—内裏の調査II—』（1991年）「奈良時代における歴代天皇の御在所の歴史的変遷」
- 仁藤敦史「小墾田宮と浄御原宮」（『古代文化』51—3、1999年）

- 細井浩志『古代の天文異変と史書』（吉川弘文館、2007年）
- 細井浩志『日本史を学ぶための〈古代の暦〉入門』（吉川弘文館、2014年）
- 細井浩志「七、八世紀における文化複合体としての日本仏教と僧尼令—ト相吉凶条を中心に—」（新川登亀男編『仏教文明と世俗秩序』勉誠出版、2015年）
- 細井浩志「国史の編纂—『日本書紀』と五国史の比較—」『岩波講座日本歴史 第21巻』（岩波書店、2015年）
- 細井浩志「陰陽師の日記—『養和二年記』にみる天文道—」（松菌斉・近藤好和編『中世日記の世界』ミネルヴァ書房、2017年）。
- 細井浩志「陰陽道と東アジア—国立天文台の変質としての陰陽道の形成—」（田中史生編『古代日本と興亡の東アジア』竹林舎、2018年）
- 細井浩志・峰崎綾一「六国史未収録の日食と国史」（『活水論文集 一般教育・人間関係学科・音楽学部編』43、2000年）
- 森博達『日本書紀成立の真実』（中央公論新社、2011年）
- 山田慶児・坂出祥伸・藪内清訳「晋書天文志」（『世界の名著 中国の科学』中央公論社、1975年）
- 吉川真司「小治田寺・大后寺の基礎的考察」（『国立歴史民俗博物館研究報告』179、2013年）。
- 吉永眞彦「近江大津宮をめぐる諸問題」（『国立歴史民俗博物館研究報告』179、2013年）
- 渡邊敏夫『日本・朝鮮・中国—日食月食宝典』（雄山閣出版、1979年）

御清聴有難うございました